

【写】

富最賃特小第1号
令和7年8月22日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会
委員長 両角 良子

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和7年8月18日富山地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、下記1のすべての最低賃金の改正決定について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記2のとおりである。

記

1 改正決定の申出があった特定最低賃金

- （1）富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- （2）富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- （3）富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

2 特別小委員会委員

公益代表委員	◎ 両角良子	○ 柳原佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	広上 利晴	野中 靖夫

◎は委員長、○は委員長代理を示す。